

自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)について



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

令和8年9月
総合政策局モビリティサービス推進課
星 明彦

特定旅客自動車運送事業 (運送法第3条)

旅客自動車
運送事業
(運送法第2条)

一般旅客
自動車
運送事業
(運送法第3条)

一般貸切
旅客自動車運送事業
(運送法第3条)

一般乗合
旅客自動車運送事業
(運送法第3条)

路線定期運行

路線不定期運行

区域運行

一般乗用
旅客自動車運送事業
(運送法第3条)

バス
(乗車定員十一人以上)

タクシー
(乗車定員十一人未満)



特定バス
貸切バス
(路線定期運行)
乗合
タクシー

タクシー

日本版
ライドシェア

公共
ライドシェア

レンタカー

自家用自動車
による運送
(運送法第78条)

日本版ライドシェア
(運送法第78条第3号)

自家用有償旅客運送
(運送法第78条第2号)

公共ライドシェア
(交通空白地有償運送)

福祉有償運送

自家用自動車
有償貸渡
(運送法第80条)

レンタカー
(運送法第80条)

交通空白地 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)

- バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な地域（交通空白地）において、住民等の移動の足を確保する必要性に鑑み、市町村やNPO法人などが自家用車を活用して提供する有償の旅客運送。

導入実績

※数値はR8.3.31時点

681市区町村、865団体、6,307車両

利用者

地域住民・観光客

提供体制

(運送主体)
(使用車両)
(ドライバー)

市町村、NPO法人等

自家用車（白ナンバー）

第1種運転免許の保有、国土交通大臣認定講習の受講等



運送の対価

法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。

登録要件

① 安全体制を確保すること（運行管理・整備管理の責任者の選任等）。

② 地域の関係者（※）において協議が調うこと。

（※）地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等

自家用有償旅客運送の安全性①

- 自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき登録を受け、輸送安全の確保のため必要な措置を講じた上で、運行されております。

<安全対策のポイント>

- ◎ 緑ナンバーに準じた安全対策を講じております。公共ライドシェアの運送主体が責任を負い、輸送の安全確保を図っております。

公共ライドシェアの登録時には、

- 運転者に対して、国土交通大臣の定める講習の受講
- 運送主体による、自動車運送事業に準じた運行管理や車両整備管理の実施
- 運送主体による、任意保険への加入

を義務付け、これらの順守を登録時に確認しております。

- ◎ 2年ごとの運送主体の登録更新時に、運転者の事故や法令違反の状況を確認し、悪質な場合には更新を取り消す等の措置を講じております。

- ◎ バス、タクシー事業者の協力による取組も広がっております。

ノウハウを有するバス・タクシー事業者に委託して運行管理や車両の整備など安全対策を講じる取組が全国で急速に普及しております。

自家用有償旅客運送の安全性②

① 運転者の資質

地域住民等が協力してドライバーとなる場合も多いこと等も踏まえつつ、安全運行に必要な資質を確保するため、運転者の資格として、

- ・ **第2種運転免許**の保有 または
 - ・ **第1種運転免許**の保有 + **国土交通大臣認定の講習**の受講
- のいずれかを満たしていることを求めています。

② 安全運行の体制

- 運送主体には、**法律に基づく講習を受講した「運行管理責任者」の選任が義務付け**られています。
- 運行管理責任者は、法律に基づき**自動車運送事業に準じた運行管理**を実施しています。
 - **運転者の管理、指導監督**（運転者要件への適合確認、運転者台帳等の管理、運転者への安全運転、業務記録の作成、健康診断の受診等に関する指導）
 - **点呼の実施**（**アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認、疾病・疲労の確認等**）
 - **運行計画の作成**（交替運転者の配置、異常気象時等の安全確保等を含む）等
- 運送主体には、車両の整備や事故発生時の対応にも万全を期すため、**整備管理責任者や事故対応責任者の選任も義務付け**られています。

③ 任意保険への加入

- 公共ライドシェアの運送主体には、**自動車運送事業者と同様の任意保険への加入が義務付け**られています（損害賠償限度額対人8,000万円以上、対物200万円以上）。

※ 運送主体が地方公共団体である場合を除く。

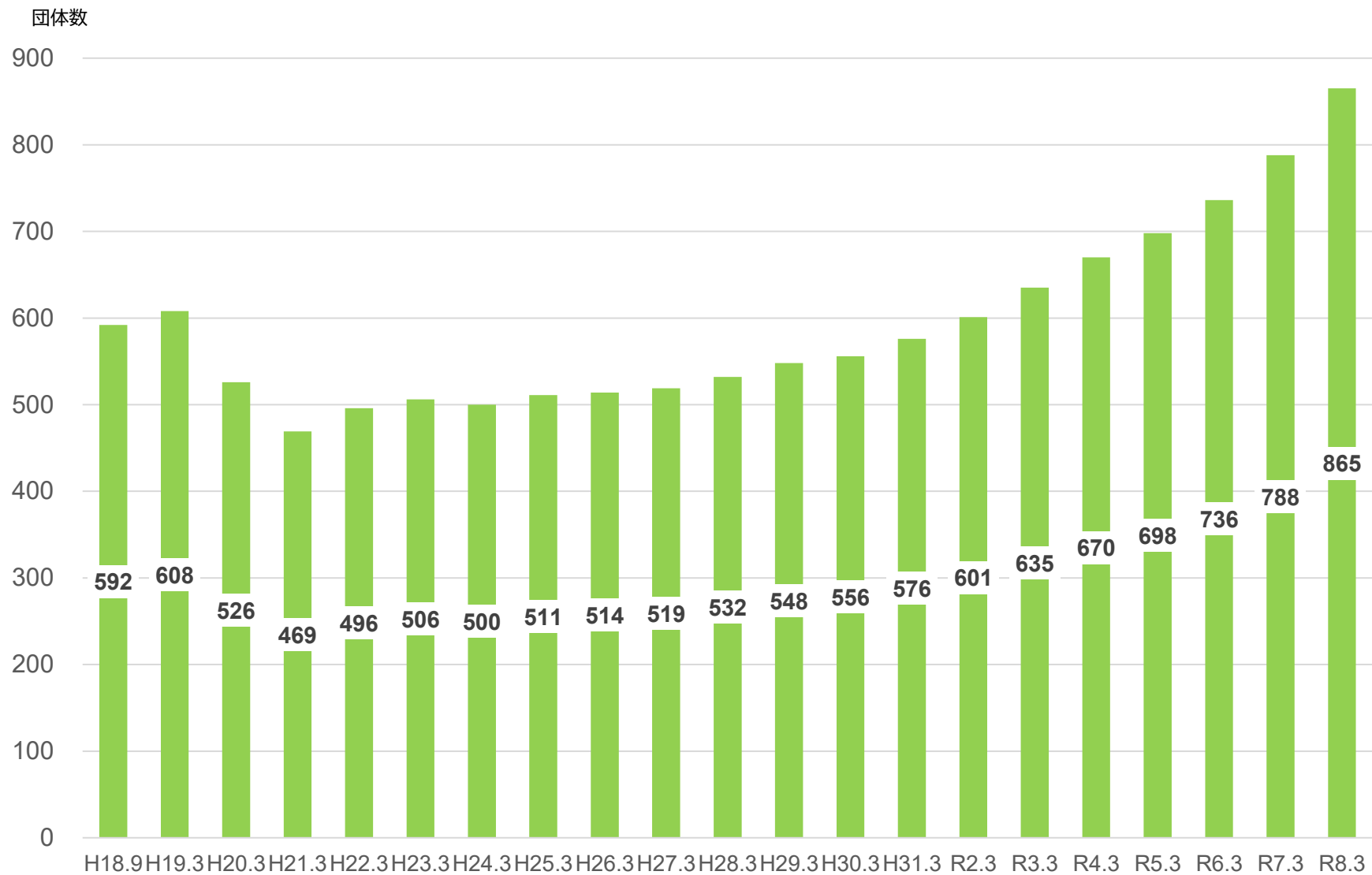
（交通空白地有償運送運転者講習）

講習の科目	必要時間	講習内容
1 関係法令に関する講義	20分	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識等
2 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義	50分	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等
3 運転方法に関する講義	40分	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等
4 運転方法に関する演習	受講者一人当たり20分	運転方法及び利用者の視点

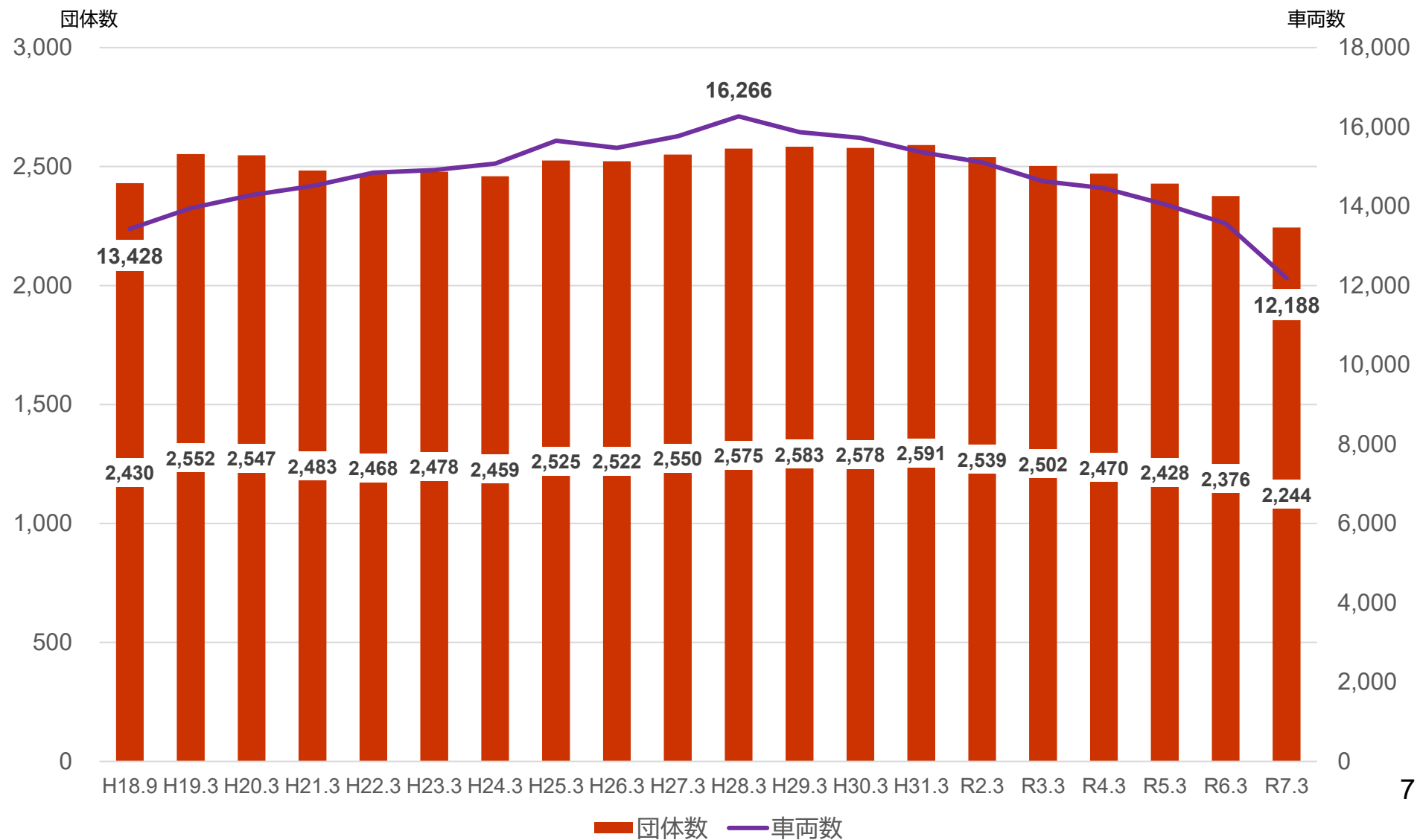
国土交通省では、引き続き「地域の足」と「安全」の確保に万全を期して参ります。

<参考：公共ライドシェアの事故発生状況（令和7年度実績）>

- 死亡事故：0件
- 重大事故（乗客、乗員又は歩行者1名以上の重傷者）：4件



福祉有償運送の実施主体数等の推移



共同運営(事業者の協力)による自家用有償旅客運送

- 交通空白地において自家用有償旅客運送をタクシーサービスの補完として活用するため、市町村・NPO等と交通事業者の共同運営により、**タクシーと自家用有償旅客運送を一体的に提供**する仕組み。
- **タクシー事業者が運行管理、車両の整備管理等でも協力することにより、利用者の安全・安心を提供しながら、円滑な事業運営を実現** ※ 全国125地域で実施中（令和7年8月末時点）。



- ※ タクシーを優先配車。
- ※ 利用者の支払い額は、タクシー運賃と同額までの範囲で設定。

【期待される効果】

【利用者の目線から】
・安全、安心な交通サービスの提供

【実施主体の目線から】
・業務負担の軽減
・運行ノウハウの活用

【交通事業者の目線から】
・委託費の確保 等

国土交通省における「交通空白」解消の取り組み

- 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況
- 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

高市内閣総理大臣 施政方針演説（R8.2.20抜粋）

（八）地域未来戦略
地域交通や物流を維持するため、中継輸送やD Xの推進、多様な主体による協業を促す仕組みの創設を通じ、交通空白やドライバーなどの担い手不足の課題解消に取り組みます。

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）

- ① 「地域の足対策」と「観光の足対策」
- ② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

R6. 7.17	第1回本部	R7. 2.25	第3回幹事会
R6. 8. 7	第1回幹事会	R7. 4.24	第4回幹事会
R6. 9. 4	第2回本部	R7. 5.30	第4回本部
R6.10.30	第2回幹事会	R7. 9.10	第5回幹事会
R6.12.11	第3回本部	R7.12.19	第5回本部

ローカル鉄道	バス
乗用タクシー	日本版RS
公共RS	乗合タクシー
AIオンデマンド	許可・登録を要しない輸送

『強い経済を実現する総合経済対策』（令和7年11月21日閣議決定）＜抜粋＞

2. 地方の伸び代と暮らしの安定
（1）地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化（地域交通の維持・物流体制維持への支援）
地方の生活と産業を支える地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のR・デザインを引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針2025』に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。具体的には、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入、事業主体間の共同化・協業化も通じた地域の輸送資源の最大活用やシステム標準化等の地域交通D Xを総合的に推進する。また、自動運転の早期の社会実装・事業化及び運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築等に向けた取組を推進する。

「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

目の前の「交通空白」への対応

集中対策期間（R7～9）後

リストアップされたすべての地区・地点で
「交通空白」解消に目途

地域の足 約2,000 地区	実施中 548地区 準備中 854地区 検討中 655地区	観光の足 約460 地点	早急に要対策 252地点 要対策 210地点
----------------------	--	--------------------	---------------------------------

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手で対応

「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

体制構築基本目標

3か年で300市町村
都道府県ごとにモデル地域を創出

共同化目標

3か年で100件

都道府県目標

3か年で47都道府県

国による総合的な後押し

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施

制度・事例等に係る情報・知見の提供

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供



実証・実装等に向けた十分な財政支援

予算面や体制構築（広域調整、担い手づくり等）を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し



「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R8.2.13：1,409会員）

第1回プラットフォーム発足（R6.11.25）

第2回プラットフォーム（R7.3.19）

さらなる官民の取組 実装に向けて

パイロット・プロジェクトの展開 （5分野30プロジェクト）



発足時の総会に計500名超が参加



平井鳥取県知事ほか各界からの講演



カタログによるマッチング支援



パートナー企業からのご発表



新たな制度的枠組みの構築

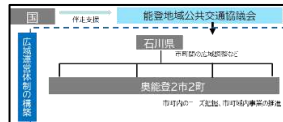
共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化等

バス協同・共創プラットフォームひろしま



・広島市とバス事業者8社で、協調・共創プラットフォーム（一般社団法人化）を立ち上げ、共同運営システムを構築
データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施

能登地域における広域連携のイメージ



・奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
・広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

背景・必要性

【地域公共交通に関する供給力の低下】

【担い手不足等による供給力の急速な減少】

- 運転者等の担い手不足が深刻化し、H28からR5にかけて1.9万人減少し、11.4万人。
- H28からR6にかけて、路線バスは約15,804km、鉄軌道は約533kmが廃止。
- 地方公共団体においてもノウハウ・マンパワーが不足。5万人未満の自治体の84%が専任担当者ゼロ。

【地域公共交通に関する社会的需要の拡大】

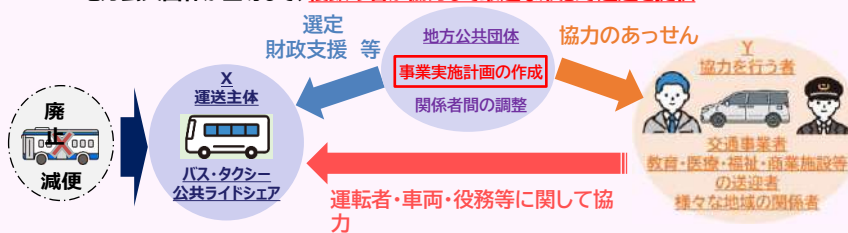
- 人口減少・高齢化が進む中で、特に地方部においては、買物、医療、教育など日常生活に不可欠なサービスの再編が急速に進んでいる。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、外出・通院機会の減少による健康面への悪影響や、現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性

輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、
集中対策期間（令和7～9年度）での「交通空白」解消・将来的な発生抑制ひいては
持続可能な地域公共交通の実現を図る必要

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

- 「交通空白」等になっている地域で、地方公共団体が、運送主体(X)を選定し、Xへ協力する者(Y)をあつせんすることで、運転者や車両等の輸送資源をフル活用する「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」を創設

地方公共団体が主導して、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供

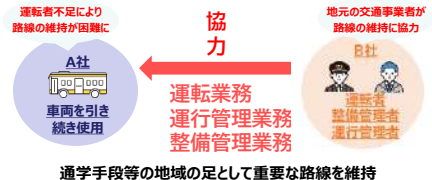
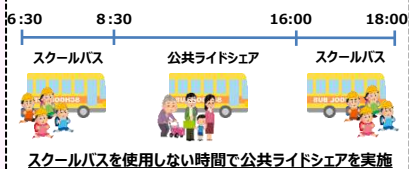


施設利用者用運送サービス提供者（教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者）

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

【施設利用者用運送サービス提供者による協力】 【交通事業者同士の協力】

- 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供
- 運転者不足を理由に路線の維持が困難となったバス路線を地元の交通事業者の協力を得る形で運行を継続



連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の企業・団体も関係者の間の調整役として重要な役割を果たしている

「連携促進団体」として位置づけ

- ・法定協議会の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

モビリティデータの活用

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることとし、事業実施を促進。

海上運送・鉄道分野での取組充実

【海上運送利便確保事業の創設】

- 船舶検査に伴う運休・減便を回避するため、他の事業者の協力を得て、船舶の貸渡しや代替運航により、検査期間中の運航の確保を図る事業を創設

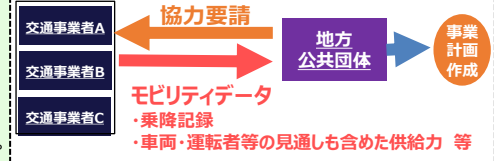
【鉄道事業再構築事業の拡充】

- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる特例を追加

【地方公共団体及び交通事業者等による共同体】



【サービス導入を支援する民間企業】



地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（輸送資源フル活用の全体イメージ）

バス・タクシー・公共ライドシェアの廃止等により、
移動手段の確保が課題となっている
全国で約2,500に上る「交通空白」等



地域の輸送資源をフル活用して
移動手段を確保する枠組みを構築

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

地方公共団体が、**最適な運送形態**によるサービスを提供する運送主体を**選定**
地方公共団体の**あつせん**により、運送主体が、**地域の関係者からサービス提供に必要な輸送資源の提供等の協力を受ける**
⇒運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する事業

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

岐阜県白川町（病院バスとの統合等）

- 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理
- 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けつつ、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用



送迎バス
「交通空白」等でサービス提供

データ提供等の協力

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

協力のあつせん

サービス提供に協力

(令和8年3月末時点)

- 地域輸送資源のフル活用を広く展開していくためには、交通分野に係る全体の計画策定から現場での実務に至るまで様々な場面で、医療・福祉・教育等各分野の関係者が参画するなど、相互に地域での議論や意思決定が進められる環境を構築していくことが重要。
- このため、国土交通省においては、以下の通り、本省・地方運輸局を挙げて、あらゆる機会を捉えて関係省庁との連携に積極的に取り組んでいるところ。

▶「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」 ……> 関係省庁参画の下、各分野と交通の連携を議論・指針等を策定

各省 「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」において**厚生労働省**、**文部科学省**ほか関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するため議論<令和5~6年に6回開催>

各省 実現会議とりまとめを踏まえ、「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」を策定のうえ、**医療（厚労省）**、**介護・福祉（厚労省）**、**教育・スポーツ（文科省）**等の各分野と交通との連携に係る**通達**をそれぞれ**国交省と所管省庁の連名で発出**<令和6年6月28日指針策定、以降随時通達発出>

▶会議等参加・施策連携 ……> 情報共有・意見交換により連携に向けた具体的取組を推進

各省 「地方創生実現のための公共交通ネットワークの再構築を目指す議員連盟」（第22回）に、**厚生労働省医政局・老健局**、**文部科学省初等中等教育局**、**スポーツ庁**が参加<令和7年11月11日>

教育 **スポーツ庁**「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、部活動の地域展開に向け、「交通部局とスポーツ部局等との連携による、スクールバス等の活用や地域公共交通との連携」等、部活動場所への移動手段確保の取組例を提示<令和7年12月22日>

医療 **厚生労働省医政局**「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、国土交通省から「新たな地域医療構想と連携した取組」を紹介。検討会「とりまとめ」において、「医療へのアクセスの確保等のため、公共交通等について、当該庁内の関係部署や関連する市町村、都道府県間での連携体制の構築」することの重要性等について記載<令和8年3月3日>

教育 **文部科学省初等中等教育局**「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議」において、国土交通省から「交通と教育・医療・福祉等他分野連携による地域輸送資源のフル活用」について取組紹介。同会議の「議論のまとめ」において、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の改定への方向性として、「スクールバスを導入する場合、教育委員会と交通部局等とが連携し、地域一体となった交通手段の確保策を検討することが重要」である旨記載<令和8年3月11日>

各省 **文部科学省**、**スポーツ庁**、**厚生労働省**、**総務省**、住宅局が、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム 第3回会合に参加。各分野の取組と併せ、今後の相互連携を一体的に発信<令和8年2月27日>

▶地域における協力の仕組み ……> 現場関係者同士の連携・交流を促進

福祉 **中国運輸局と中国四国厚生局（健康福祉部 地域包括ケア推進課）**との間において、両局共同での伴走支援や定期的な意見交換、説明会の共同開催、「福祉×交通」の特設ページ開設等、福祉分野と交通分野の一層の連携強化を図るための「**連携協定**」を締結<令和8年1月14日>

2. 新たな地域医療構想について

(2) 構想区域(P4)

構想区域の見直しに当たって、当該区域の人口規模等が大きく、交通等の整備状況によっては、区域内で病床数等の医療資源の偏在等の課題が生じる。また、人口規模等が小さすぎると、多くの医療が区域内で完結しなくなる。こうした点に留意しながら、都道府県ごとに地域の実態を踏まえながら検討することが必要となる。

(4) 関係者に期待される役割(P6)

また、都道府県庁内の介護関係部署をはじめとして、医療へのアクセスの確保等のため、公共交通等について、当該庁内の関係部署や関連する市町村、都道府県間での連携体制の構築も求められる。

5. 人口規模に応じた地域ごとの課題について(P18)

特に人口の大きな都市部においては、医療資源の差異以外の、交通網の発達等といった様々な要因により、患者の受診行動が多様となり、区域間の流出入が複雑となっている。また、医療機関が極めて近接している場合等もあり、区域の境界部にも多くの医療機関が存在するなど、適切な区域の設定が困難である。流出入率等が一定あることを踏まえながらも、地域での医療提供体制の協議や必要病床数の運用が可能な単位で、実態を踏まえて適切に区域を設定することが求められる。

3. 医療機関機能の確保について

(2) 高齢者救急・地域急性期機能

② 医療機関機能について

人口の少ない地域等で、急性期拠点機能を担うような医療機関が二次救急の役割を担う地域も存在すると考えられるが、地域内のアクセスや地域全体の医療需要の観点を踏まえると、基本的に、急性期拠点機能を担う医療機関や高齢者救急・地域急性期機能を担う医療機関が連携して受入体制を確保することとなる。

そうした場合であっても、手術等の医療資源を要する急性期医療を安定的に提供していくためには、地域全体の医師の数や働き方の状況等を踏まえ、急性期拠点機能を担う医療機関に集約しつつ、それ以外の救急搬送については、高齢者救急・地域急性期機能を担う医療機関が主に受け入れるなどの役割分担について協議することが重要となる。

(スクールバス等の多様な交通手段の確保と通学路の安全確保)

学校が統合されることにより通学距離が長くなり、徒歩通学が困難となるケースが増加することが想定されるが、その際には、教育委員会がスクールバスなどの通学支援策を講じて、**児童生徒が安心・安全に通学できる環境を確保することが重要**である。

スクールバスを導入する場合、導入やその運行・維持に係る費用負担に加え、近年はその担い手(運転手等)不足が大きな課題となっており、地域公共交通全体に深刻な影響を与えている。相次ぐバス路線の休廃止等を背景に、国土交通省の調査では全国2,500に及ぶ「交通空白」の解消が喫緊の課題となっており、児童生徒の通学のためだけに使用するバスの運行について検討するのではなく、首長部局と連携し、地域一体となった交通手段の確保策を検討することが重要となる(※)。(略)

※国土交通省の交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会では令和7年12月26日に「交通空白」の解消に向けた制度的枠組みの構築～関係者の連携・協働(モビリティ・パートナーシップ)の推進～」が取りまとめられ、「バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による運送サービスの提供を図る事業を、地域交通法(注追記:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じるべきである。」とされている。

(学校施設と他の公共施設との複合化・共用化) ※ 調整中

学校の統合に当たって校舎を新設する場合などにおいて、**学校教育の充実や、施設の管理運営の効率性、公共交通を含めた移動手段の確保等の観点から複数の学校施設や他の公共施設との複合化・共用化の検討が有用**である。

(他省庁との連携)

文部科学省と他省庁との連携も今まで以上に求められる。上述のとおり、市町村において学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、**教育委員会のみで適切な検討を行うことは困難**であり、**当該市町村が管理する公共施設を管理する部署や交通を担当する部署等首長部局と様々な面で連携することが必要**である。これは国の行政機関においても同様であり、文部科学省は各都道府県・市町村において教育委員会と首長部局の連携が今以上に図られるように、**連携が考えられる具体的な取組の情報提供を含めて、他省庁と連携して全国に働きかけることが有効**である。(略)

部活動の地域展開

(部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン)

部活動改革に関する新たなガイドラインにおける 「活動場所への移動の確保」についての記載

(4) 活動場所への移動手段の確保

- 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、**活動場所への生徒の移動手段の確保が必要**。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。
- 活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、**スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用**を行うことが重要であるとともに、**地域公共交通との連携**等の観点から、**地方公共団体における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要**。
- 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、**介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野**があることから、**多様な分野の関係者が連携・協働**していくことも重要。

項目	主な取組例
既存の送迎車両の有効活用	・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用 等
地域公共交通との連携等	・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 ・AIオンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等
多様な政策分野との連携・協働等	・介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・地方公共団体における送迎事業（複数）の一括委託 等

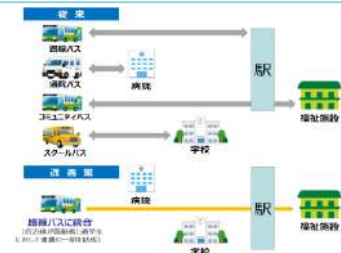
(出典) 令和8年2月27日「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム第3回会合」スポーツ庁発表資料

「地域輸送資源のフル活用」の事例

○ 複数の移動需要を路線バスに統合

＜茨城県常陸太田市での運行効率化＞

路線バス、コミュニティバス、通院バス、スクールバスが異なるサービス水準で重複運行し、公的負担の増加が課題であったところ、市内公共交通の再編に当たって、路線バスに集約（混乗化）することで運行の効率化を実現し、輸送に係るリソースの効率化と公的負担抑制を実現。



○ 多様な主体の参画による地域公共交通の共創

＜岐阜県白川町・東白川村での交通再構築による経費節減・利便性向上＞

運転手不足で高校生の通学が不可能となる危機に対して、町村・交通事業者・病院・住民等が協力し、①路線バスの再編、②鉄道や路線バスに接続する公共ライドシェアの導入（時間帯によりスクールバス車両も活用）、③路線バスや公共ライドシェアへの通院バス機能の統合により、地域公共交通ネットワークを再構築。



○ 部活の足から地域の足へ拡大

＜奈良県平群町の地域総合スポーツクラブ＞

部活動の地域展開に対応し、地元バス会社と連携して地域の総合スポーツクラブへ通うバス事業の実証を開始。

その後、児童園児のアフタースクールへの移動や地域住民の生活交通、高齢者の外出支援へとサービスの幅を拡大中。



○ システム活用による送迎車両の運用共同化

＜群馬県みなかみ町のほか全国数力所で同時実証＞

教育・福祉・観光施設等の送迎車両の運用を共同化。簡素に操作できる共通システムの活用により、配車調整を自動化・省力化。

各施設の運営負担を軽減、教育、介護、生活の質を同時向上。

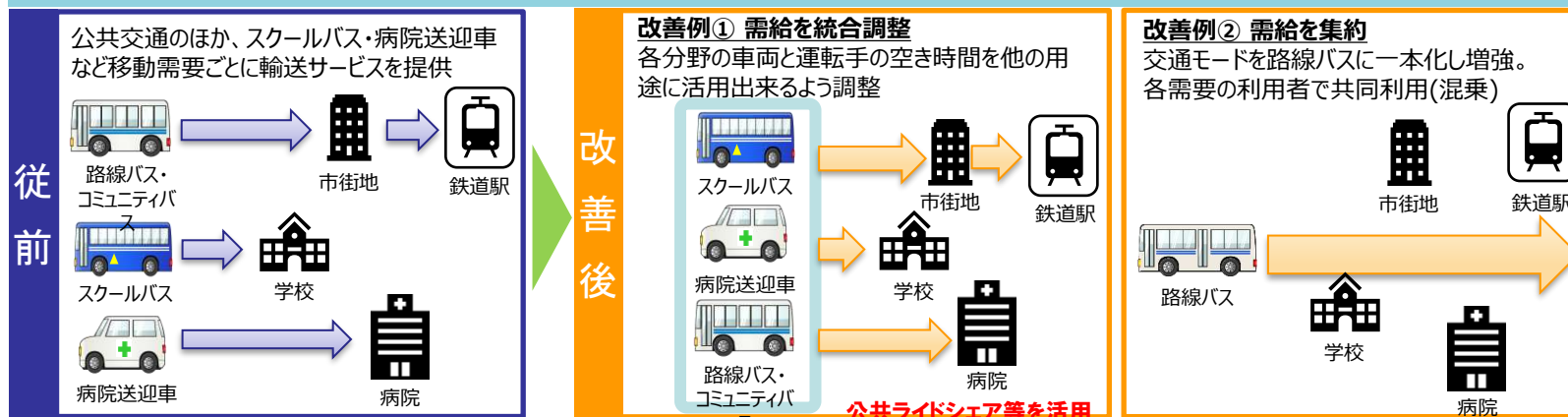


複数の宿泊施設の利用客を共同で送迎
（群馬県みなかみ町）

交通と教育・医療・福祉等他分野連携による 地域輸送資源のフル活用について

- 人口減少等に伴い、公共交通の担い手不足が深刻化。さらに学校、病院、商店等の再編、部活動の地域移行等が急速に進行し、移動需要が一層増大、広域化。このような「交通空白」等が生じている地域では、スクールバスなど個別施設等での輸送力の確保が著しく困難なケースも。
- 地方公共団体の主導により、交通、医療、福祉、商業施設等の複数の者が協力・共同する等により、最適な形態で運送を提供できるようにしていくことが急務（運転者や車両等の「輸送資源のフル活用」等）。

「地域輸送資源のフル活用」のイメージ



「地域輸送資源のフル活用」を進めるための支援措置

○ 新たな制度的枠組みの構築

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」(R7.12.26)

『バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、**地域の輸送資源をフル活用**して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が主体性を発揮して**交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力**を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による**運送サービスの提供を図る事業**を、**地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設**し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じる』

○ 先進的プロジェクト等に対する支援

- ・「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
- ・地域交通DX「COMmmONS」

⇒**先進的なプロジェクト等に対し、**  **COMmmONS**
国の積極的な関与により実現を後押し

本省

において

文部科学省・スポーツ庁・厚生労働省等と連携し、
取組や課題を共有しつつ、政府全体から現場まで
各階層にわたる他分野連携を促進。

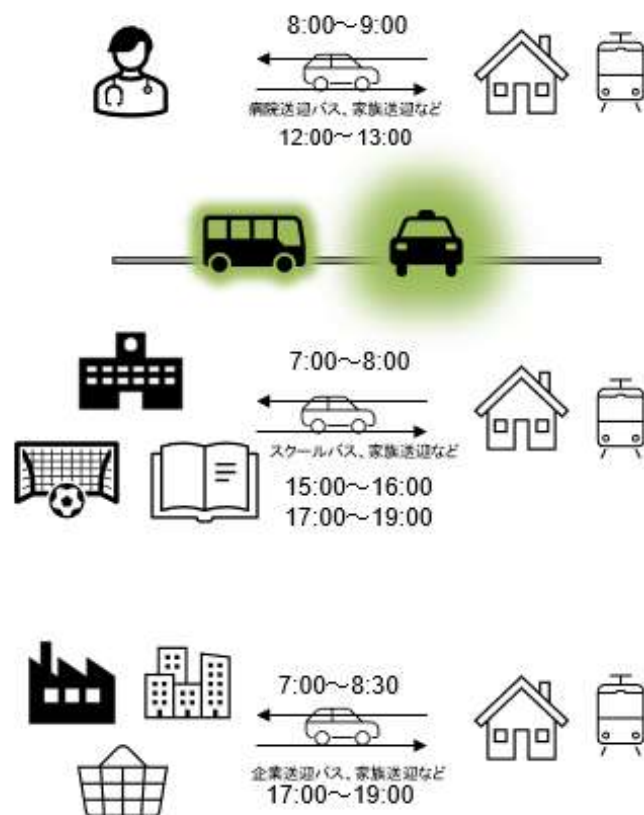
運輸局

において

自治体の庁内連携も含めた地域における**他分野連携を促進し、好事例となる事業の創出**により地域の困りごとの解決に向けて伴走支援。

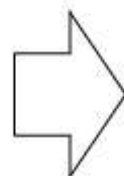
交通空白地域での対応例①： 需要を束ねて、バス、タクシーを積極活用

介護・福祉、病院、学校・部活動、通勤・買い物、
宿泊施設などの移動需要
(施設毎の送迎や家庭送迎に依存)

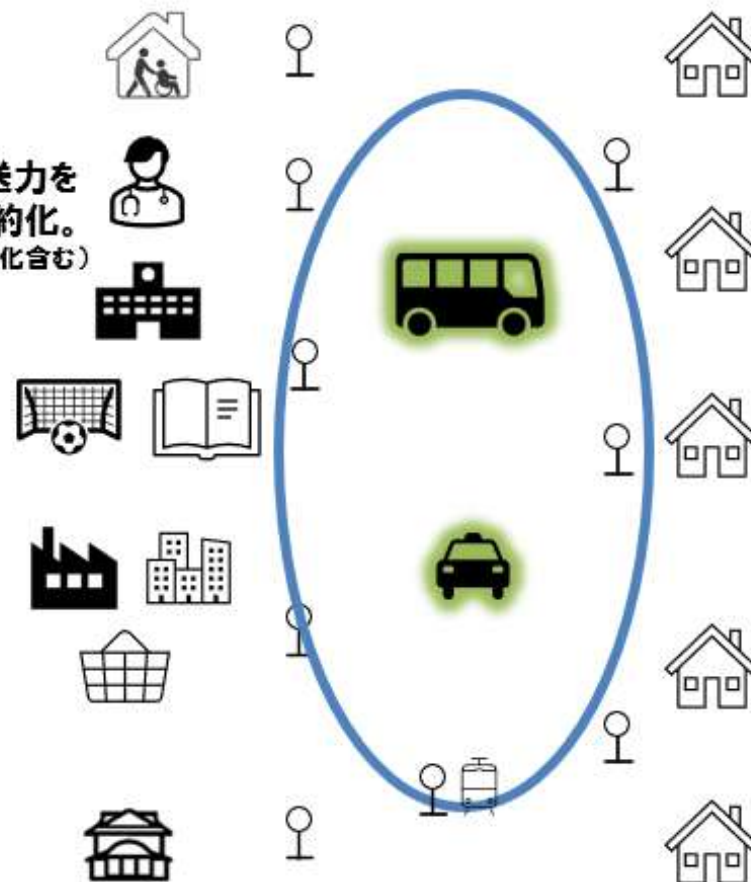


例えば、

路線バス等の輸送力を
活かし、需給を集約化。
(拠点集約化、機能複合化含む)



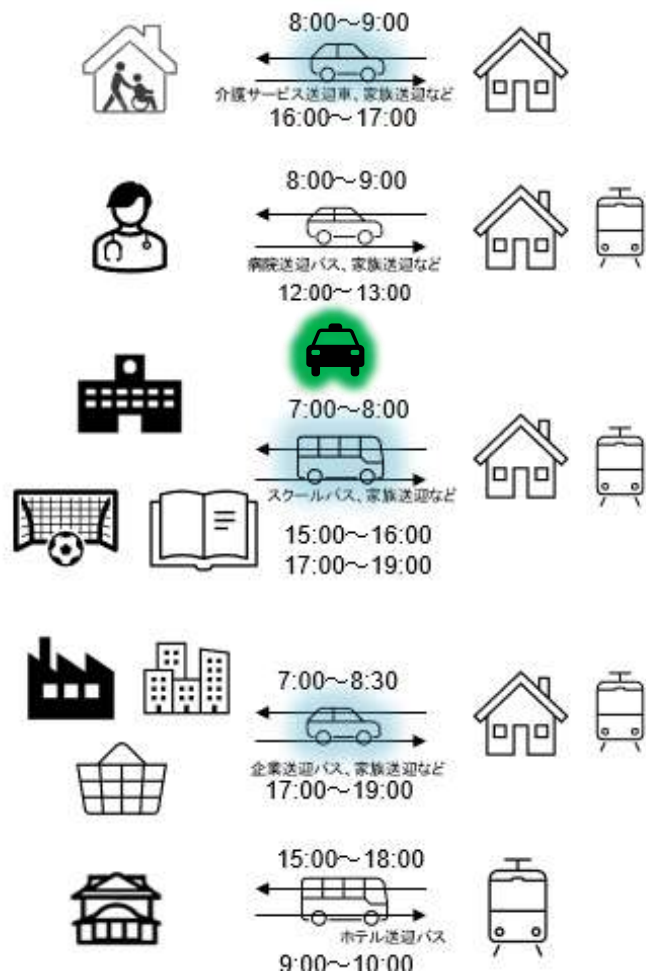
バス、タクシー等を積極活用し、持続
可能な公共交通サービスに再構築。
＜路線・デマンド＞



※ 自動実況(徒歩、自転車、高齢者用スローモビリティなど)とも組合せ

交通空白地域での対応例②： タクシー×公共ライドシェア

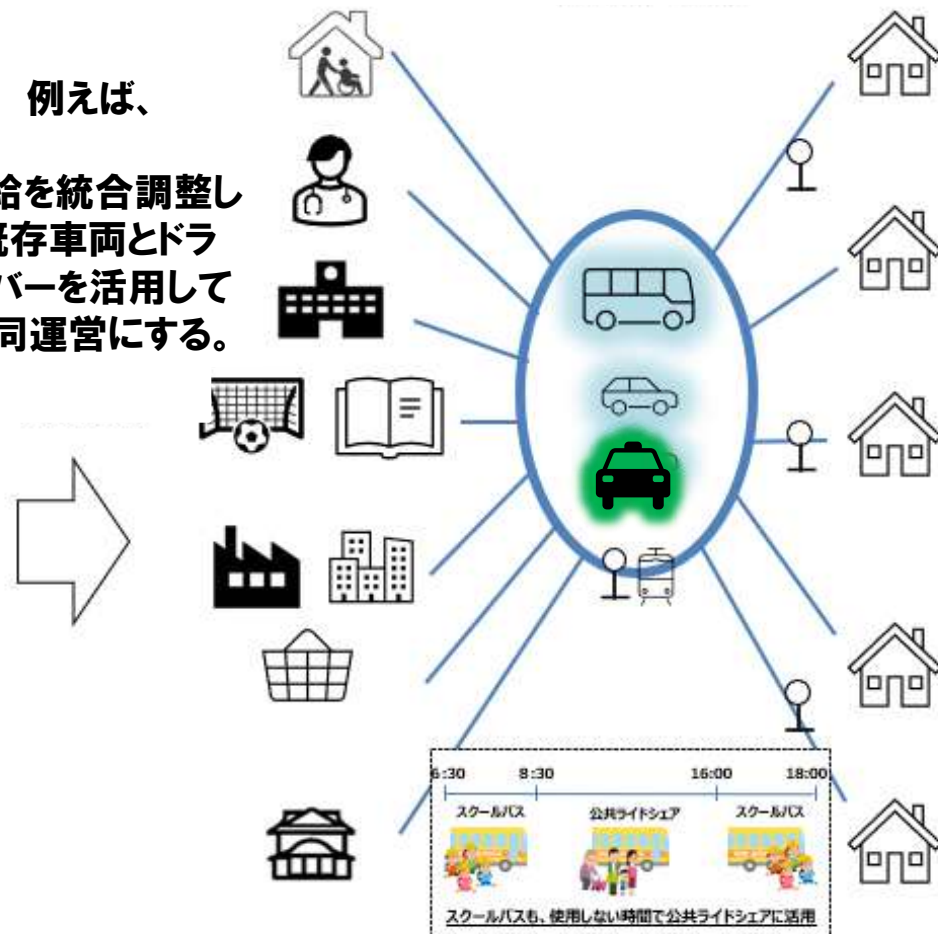
介護・福祉、病院、学校・部活動、通勤・買い物、
宿泊施設などの移動需要
(施設毎の送迎や家庭送迎に依存)



例えば、

需給を統合調整し
既存車両とドラ
イバーを活用して
共同運営にする。

公共ライドシェア(タクシーとの共同経営)により
タクシー機能を不足分だけエクステンション
車両・ドライバーの共同利用・相乗り化などを実現



※ 自転車、歩行者、自転車、高齢者用スローセパレーターなども併用

人口減少（都市への偏在）にしなやかに対応できる仕組みへ

